

令和3年4月1日

特定教育・保育施設設置者 様
特定地域型保育事業設置者 様
認可外保育施設設置者 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課
保育・教育運営課長

特定教育・保育施設等における事故報告書の様式変更について（通知）

日頃から、本市の教育・保育行政に御協力いただきありがとうございます。

特定教育・保育施設等において重大事故が発生した際には、施設等から各区へ事故報告書を提出いただいております。

このたび、本市における事故報告書の様式について修正しました。今後、事故報告書を作成する際には、新様式で作成をお願いいたします。

1 事故報告書

下記ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/info/yoko/youshikiany.html>

2 事故報告書の提出を要するケース

- (1) 死亡事故
- (2) 重傷事故（治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病及び意識不明）
- (3) 置き去り・行方不明等のケース
- (4) 不審者の侵入があった・盗難が発生した等のケース
- (5) (1)(2)に該当しないが、こども青少年局・区役所・保育所のいずれかが報告を必要と判断した事故のケース

3 変更内容

頭紙：「(1)死亡事故」と「(2)重傷事故」については、市と施設で報告書の内容を確認した後、最後に施設から保護者へ「様式2-1」をお渡しし、改めて報告書を渡すことについて、より分かりやすくなるよう記載を改めました。

様式2：記載例について、記載する内容がより分かりやすくなるよう追記をしました。

担当 横浜市こども青少年局保育・教育運営課
運営指導係 TEL：045-671-3564